

大和市いじめ防止基本方針の概要

(全体構成)

I 基本的な考え方 II 基本的施策 III 重大事態への対処 IV いじめの防止等を推進する体制

I 基本的な考え方

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」に準拠）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本認識

- ・ いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為
- ・ いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るもの
- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るもの
- ・ いじめは、被害者・加害者だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題
- ・ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいもの
- ・ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある

3 いじめ対策の基本理念

- ・ 自他を尊重する心を育む教育活動の充実
- ・ すべての子ども、子どもに関わるすべての大人による、いじめ防止の取組
- ・ 学校、家庭、地域、関連機関・団体の連携
- ・ 教育活動全般を通じての、いじめ防止の取組
- ・ 心の通う絆づくりや居場所づくりにつながる、学級や集団づくり

4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめの早期対応・解消

II 基本的施策

1 市・教育委員会が実施する施策

- (1) 在籍上の措置等
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの早期対応・解消のための取組

2 学校が実施する取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの早期対応・解消のための取組
- (5) 学校評価における留意事項

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

- ・いじめを受けた子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・いじめを受けた子どもが、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

2 教育委員会方は学校による対処

- (1) 重大事態発生の報告（市長、県教育委員会に報告）
- (2) 事実関係を明確にするための調査（教育委員会又は学校が行う）
- (3) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告（市長に報告）
- (5) 調査結果の公表

3 市長による再調査

- (1) 再調査の実施
- (2) 再調査の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめの防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめ防止等のための組織（法第 22 条に基づき学校が設置する組織）

- ・校内にいじめの防止等の対策のための常設組織を設置

2 いじめ問題対策連絡協議会

- ・いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図り、情報の共有・協議等を行うため設置

3 いじめ問題対策調査会

- ・いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究と、学校で発生したいじめの重大事態の調査のため設置


4 いじめ問題再調査会

- ・学校で発生したいじめの重大事態の再調査を行うために設置

大和市「ストップ いじめ」宣言

平成20年10月18日 採択

- ☆ 大和市の子どもは、「やさしい心」をもちます。
 - ☆ 大和市の子どもは、「強い心」をもちます。
 - ☆ 大和市の子どもは、「あたたかい心」をもちます。
 - ☆ 大和市の子どもは、「広い心」をもちます。
 - ☆ 大和市の子どもは、「素直な心」をもちます。
- 「いじめは、しない！ させない！ ゆるさない！」**

大和市ストップ  いじめ子どもフォーラム実行委員会